

松本市太陽光発電設備導入加速化補助金の要件

(1) 対象設備		備考（考え方及び条件）
	太陽光発電設備	（条件） 需要地と同一敷地内に設置
(2) 規模		
	設置容量 50kW以上	（考え方） 500㎡程度で設定可能
(3) 申請条件		
	対象施設の自家消費目的の設置であること	（条件） 電力販売目的の設置は、不可 →固定価格買取制度の認定を受けた設備は、申請不可 年間発電総量に占める自家消費比率「60%以上」
(4) 補助対象者		
	市内に対象償却資産を有する事業者	（条件） ア 当該資産を直接所有する場合 市内で事業を行う事業者（本店等の所在地は問わない。） イ PPAによる第三者所有の場合 事業所の所在地は問わない（市外事業者も対象とする。）
(5) 補助年数		
	課税開始年度から起算し、5年間 （市外PPA事業者は、3年間）	（考え方） 太陽光発電設備の償却期間を17年と仮定した場合、17年間の固定資産税総額に占める5年間固定資産額の割合は、55.6%（市外事業者：3年間 37.8%）
(6) 制度期間		
	令和4年～7年設置分 ※令和5年度より申請受付	（注意） 賦課期日（毎年1月1日）に所有している償却資産について、翌年度に固定資産税が課税されます。 令和5年度に本制度の補助対象となるのは、令和5年1月1日時点で所有している太陽光発電設備です。 ※建物の一部として評価されている場合は補助対象外